FP相続新聞【相続貧乏にならないために】

盛況な終活セミナーの影響? 最近好調な「遺言代用信託」って何? 平成27年9月号

ンディングノート・遺言・納棺体 験・葬儀・お墓等々の終活セミナ ーが盛況です。そのテーマの一 つに、金融機関は預金者の死亡を知った 場合、預金を凍結してしまい、葬儀費用

や活等切出くてうがま生費が引せなしました。



そして、気を付けなければならないのは、 年金や配当等の受取口座であった場合 は入金されなくなりますし、電気・ガス・水 道・電話・NHK の料金を始めカード等の 支払い口座に使用していた場合、引落し ができなくなってしまい、急いでそれぞれ の請求元等に名義変更の手続きをしない とストップされたり、延滞利息を請求される こととなることです。(口座変更には2か月 程度要しますので、その間はコンビニ等 で支払うことになります)●日経新聞(今 年6月10日)によると、約6年前から取 扱いが始まったものの当初殆ど受託の無 かった「遺言代用信託」が、終活への 関心の高まりとともに2年前から急激に受 託数が増え、今年3月で累計10万件を 超えたとのことです。●その特徴は、自分 の死後に預金が凍結されても、死亡診断 書、通帳、印鑑、本人確認書などがあれ ば、自分の指定した人が最短でその日の うちにお金を受取れることにあり、年金の ように少しずつ渡すこともできます。 指定 受取人が受取ったお金は、相続人間の 遺産分割協議の対象財産とは別になりま すので、遺言書の代わりとしての効果が

あります。(ただし、他の相続人の遺留分 を侵害した場合は、遺留分減殺請求の対 象になりますし、非課税枠は無く節税効 果はありません)●この商品の先駆者であ る三菱 UFJ 信託銀行の「ずっと安心信託」 の内容を見てみると、前述の遺言代用信 託の特徴の他に①200万円からの預入② 元本保証・預金保険制度の対象③管理 費用が無料です。具体例として、信託金 額を1000万円に設定、本人が生前年金 として受け取る金額を500万円、死亡後 指定人が葬式代として受取る一時金を 200万円、その後継続的に受け取る生活 資金を300万円とした場合、生前は自分 の生活資金の補てんとして使うこともでき、 死亡時残金があれば、受取指定人に振り 替えられます。他に、三井住友信託銀行 の「家族おもいやり信託」、三井住友銀行 の「家族リレー信託」、りそな銀行の「マイ トラスト未来安心図」などがあり、りそな銀 行を除き、管理手数料はかかりません。た だし、信託としての運用報酬はどの商品 にも発生します。●指定した相続人に直 接お金を渡すことができるという点では、 生命保険に似ています。しかし生命保険 は、相続人数×500万円の非課税枠があ り、かつ、遺留分減殺請求の対象になら ないという利点があります。にもかかわら ず、遺言代用信託が最近急激に伸びて いる理由は、高齢者が加入できる保険が 限られていたり、この低金利の時代、加入 保険料より戻ってくる保険金が少なかった りする反面、遺言代用信託には節税効果 はないものの、100万円位から設定でき、 元本保証であり、保管手数料が無料とい うことで、財産を減らすことなく継承でき、 「最後は自分で結末をつけ子供たちに迷 惑を掛けたくない」との思いと相まって、使 い勝手がいいことから好調な売れ行きに つながっているようです。